



報道機関 各位

記者発表資料

令和4年1月28日（金）

問合せ先：新型コロナウイルスワクチン対策室

室長：辻村

担当：岩瀬、高野

電話：767-7397

## ファイザー社製 新型コロナワクチンの有効期限の修正について

令和3年11月16日付け厚生労働省事務連絡において、ファイザー社製ワクチン及び武田／モデルナ社製ワクチンの有効期間の延長が示されています。

さいたま市では、下表のロットナンバーのファイザー社製ワクチンを、2月1日以降の個別接種実施医療機関と集団接種会場で使用します。今後、接種の際に予防接種済証に貼付する当該ロットナンバーのワクチン接種シールの有効期限は手書きやゴム印、シール等により修正して対応します。

## 1 本市で使用しているファイザー社製ワクチンで有効期間延長の対象となるもの

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期限6か月のもの)	接種に活用して差しつかえない期限 (有効期限3か月延長後)
FK7441	2022/1/31	2022/4/30
FK6302	2022/1/31	2022/4/30
FJ5929	2022/1/31	2022/4/30

## 2 2月以降使用が見込まれる数

約8,600バイアル（約51,600回分）

## 3 ワクチン接種シールの修正イメージ



## 【市ホームページURL】

<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/013/008/p084934.html>